(単位:百万円、%)

自己資本の構成に関する開示事項(2023年3月末)

平成26年金融庁告示第7号に基づく「自己資本の構成に関する開示事項」は、以下のとおりです。

株式会社 西日本フィナンシャルホールディングス (連結)

2023年3月末	2022年12月末
	489, 409
168, 706	171, 123
325, 460	325, 215
5, 698	6, 930
3, 895	
	_
▲ 14,843	▲ 14,620
-	_
▲ 14,843	▲ 14,620
-	-
308	355
1, 164	1,062
1, 164	1,062
-	-
-	_
_	_
-	_
1, 983	3, 967
0.500	0.045
2, 769	3, 645
475, 954	483, 818
3, 616	3, 648
-	-
0.010	0.040
3, 616	3, 648
-	4
5, 132	11, 778
_	_
7. 029	7, 229
	3
	2023年3月末 484,573 168,706 325,460 5,698 3,895 - ▲ 14,843 308 1,164 1,164 1,983 2,769

項目	2023年3月末	2022年12月末
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するも		
のの額		_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連す		
るものの額		_
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの	_	_
額		
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するも	_	
のの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連す	_	_
るものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの	_	_
額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	15, 781	22, 664
自己資本		
自己資本の額((イ)- (ロ)) (ハ)	460, 172	461, 154
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	3, 562, 787	4, 274, 586
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	7, 456	7, 478
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	_	_
うち、上記以外に該当するものの額	7, 456	7, 478
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	_	_
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	237, 927	205, 057
資本フロア調整額	_	426, 781
オペレーショナル・リスク相当額調整額		_
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	3, 800, 715	4, 906, 425
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	12. 10%	9.39%

⁽注) 2023 年 3 月末から新たな自己資本比率規制 (バーゼルⅢ最終化)を早期適用し、信用リスク・アセットは基礎的内部格付手 法、オペレーショナル・リスクは標準的計測手法 (内部損失乗数は保守的な見積値を使用) により算出しています。

□ア資本に係る基礎項目 (1) 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額 うち、資本金及び資本剰余金の額 うち、利益剰余金の額 うち、自己株式の額 (△) うち、社外流出予定額 (△) うち、上記以外に該当するものの額 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	463, 404 171, 429 296, 420 - 4, 445 - - 82 82 - -	2022年12月末 467, 985 171, 429 296, 556 - - - - 80 80 - -
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額 うち、資本金及び資本剰余金の額 うち、利益剰余金の額 うち、自己株式の額(△) うち、社外流出予定額(△) うち、上記以外に該当するものの額 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五ペーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	171, 429 296, 420 - 4, 445 - 82 82	171, 429 296, 556 - - - - - 80
うち、資本金及び資本剰余金の額 うち、利益剰余金の額 うち、自己株式の額 (△) うち、社外流出予定額 (△) うち、上記以外に該当するものの額 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	171, 429 296, 420 - 4, 445 - 82 82	171, 429 296, 556 - - - - - 80
うち、利益剰余金の額 うち、自己株式の額 (△) うち、社外流出予定額 (△) うち、上記以外に該当するものの額 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	296, 420 - 4, 445 - 82 82	296, 556 - - - - 80
うち、自己株式の額 (△) うち、社外流出予定額 (△) うち、社外流出予定額 (△) うち、上記以外に該当するものの額 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 盗格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	- 4, 445 82 82 82 	- - - - 80
すち、社外流出予定額 (△) すち、上記以外に該当するものの額 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 すち、一般貸倒引当金コア資本算入額 すち、適格引当金コア資本算入額 すち、適格引当金コア資本算入額 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る基礎項目の額	- 82 82 - - -	
	- 82 82 - - -	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額 コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る基礎項目の額	82 82 - - - -	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 コア資本に係る基礎項目の額 コア資本に係る基礎項目の額 コア資本に係る基礎項目の額	82 82 - - - -	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 うち、適格引当金コア資本算入額 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	82 - - - -	
うち、適格引当金コア資本算入額 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	- - -	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の 額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する 額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額	-	
る額 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額コア資本に係る基礎項目の額(イ)コア資本に係る基礎項目の額(イ)コア資本に係る調整項目(2)	-	_
額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する 額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る調整項目(2)		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する 額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1 071	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ) コア資本に係る調整項目 (2)	1, 971	3, 942
コア資本に係る調整項目(2)	465 457	479, 000
	465, 457	472, 009
無形国力次立(モードードール・バンスドーニノのルス ガナ カナ (人)) の据		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額 の合計額	3, 228	3, 222
うち、のれんに係るものの額	_	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の 額	3, 228	3, 222
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	_
適格引当金不足額	6, 740	13, 731
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	_	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	_
前払年金費用の額	20, 020	19, 655
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	_
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	_
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するも のの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連す るものの額	-	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの	_	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連す	_	
るものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの 額	_	

項目	2023年3月末	2022年12月末
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	29, 989	36, 609
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	435, 468	435, 399
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	3, 299, 298	3, 965, 180
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	7, 862	7, 863
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	_	_
うち、上記以外に該当するものの額	7, 862	7, 863
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	_	_
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	186, 050	166, 372
資本フロア調整額	_	526, 475
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	_
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	3, 485, 348	4, 658, 028
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.49%	9. 34%

⁽注) 2023 年 3 月末から新たな自己資本比率規制 (バーゼルⅢ最終化) を早期適用し、信用リスク・アセットは基礎的内部格付手 法、オペレーショナル・リスクは標準的計測手法 (内部損失乗数は保守的な見積値を使用) により算出しています。

体式去位 长崎越行(単体)		单位:日万円、%)
項目	2023年3月末	2022年12月末
コア資本に係る基礎項目(1)	I	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	17, 257	17, 435
うち、資本金及び資本剰余金の額	13, 585	13, 585
うち、利益剰余金の額	3, 772	3, 849
うち、自己株式の額(△)	-	
うち、社外流出予定額(△)	100	
うち、上記以外に該当するものの額	_	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-	100
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	80	123
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	80	123
うち、適格引当金コア資本算入額	_	_
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	_
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の	_	_
額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する	7.4	1.40
額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	74	149
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	17, 412	17, 708
コア資本に係る調整項目(2)	·	
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額	121	142
の合計額	121	142
うち、のれんに係るものの額	_	_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の 額	121	142
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	_
適格引当金不足額	-	_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	_
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	_
前払年金費用の額	60	63
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	_
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するも		
のの額	_	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連す るものの額	-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの 額	-	_
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連す るものの額	-	_
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの	-	-
額		

項目	2023年3月末	2022年12月末
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	181	206
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	17, 231	17, 501
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	157, 564	168, 500
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,658	1,661
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	_	_
うち、上記以外に該当するものの額	1,658	1,661
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	_	_
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	7, 319	5, 688
資本フロア調整額	_	_
オペレーショナル・リスク相当額調整額	_	_
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	164, 884	174, 188
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.45%	10.04%

⁽注) 2023 年 3 月末から新たな自己資本比率規制 (バーゼルⅢ最終化) を早期適用し、信用リスク・アセットは標準的手法、オペレーショナル・リスクは標準的計測手法 (内部損失乗数は 1 を使用) により算出しています。